

令和 7 年度 特定人材との連携促進に向けた調査事業業務委託仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、「令和 7 年度 特定人材との連携促進に向けた調査事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(2) 通則

本業務は仙台市契約規則に基づくほか、契約書及び本仕様書に基づき行うものとする。

(3) 一般事項

ア 受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

イ 受注者は、本業務を行う場合、常に仙台市（以下「本市」という。）と綿密な連絡を取るとともに、本市の指示に従わなければならない。

ウ 受注者は、本業務を滞りなく遂行するため、3 業務内容 を踏まえて複数の担当者を配置するなど適切な人員体制を整えること。

エ 受注者は、以下の資質を持つ業務担当者を配置するよう努めること。

- ・ 国や地方公共団体において、地方創生に関するプロジェクトへの取組実績があること。

オ 本仕様書に記述がない事項又は業務の遂行にあたり疑義が生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。

カ 本業務の遂行に伴い第三者に与えた損害は、本市の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において処理するものとする。

キ 本業務以外に発注者や関連団体が行う産学官連携事業との連携を図るよう努める。

ク 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ケ 本業務の公共性に鑑み、受注者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

(4) 守秘義務

ア 本業務を通じて知り得た情報について、本業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、情報等を秘密とし、書面等による本市の承諾なしに第三者に開示しないこと。本契約終了後も同様とする。

イ 本業務の履行に必要な資料については、必要に応じて仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課より貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出するとともに、返還の指示があった場合、本業務遂行上不要となった場合又は契約が終了した場合は、速やかに原状に復し、返還すること。

ウ 受注者は、情報を記録した書類並びに磁気ファイルの複写、及び複製をしてはならない。

エ 受注者は、情報について事故が発生した場合、速やかに本市に報告しなければならない。

オ 前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、本市は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。

(5) 著作権

ア 契約業務に伴って、本市が取得した資料、図、イラスト、報告書などの成果物に係る著作権につ

いては、発注者及び受注者の双方にて十分協議の上、決定するものとする。

イ 写真、イラスト等の著作物については、本市及び本市が指定する第三者に対して著作権人格権を主張しないものとする。写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うこと。

(6) 打合せ及び記録等

ア 受注者は、3 業務内容 の各項目に記載する打ち合わせの開催に必要な資料や、関係者間における議論に必要な資料など、本市の求めに応じて各種資料の作成を行うこと。

イ 受注者は、本業務の作業状況について、臨時の報告又は協議が必要な事由が発生したときは、速やかに本市に報告を行うこと。

ウ 受注者は、本市と必要な打ち合わせを実施した際、本市の求めに応じて議事録を作成し、本市に提出して承認を受けること。

エ 受注者は、本業務に着手するにあたり、本市と共同で行なわなければならない作業並びに市に依頼する作業の項目及び頻度を提示すること。また、これらの内容に変更が必要な場合は、その都度その内容を本市に提示すること。

オ 本市が必要と認めた場合、進捗管理等に関する報告を行うための資料を作成し提出すること。

2 業務の背景・目的

本市は「学都」「支店経済都市」等の都市特性を有し、大学進学・留学・就職・転勤等を契機とした人口の流入が多い（人口の流動性が高い）といった特徴や、通勤・ビジネス・観光等で定期的・高頻度で市内に往来する人口が多いといった特徴がある。この状況を換言すると、一般的に「関係人口」や「交流人口」と総称される広義の属性の層と比較して、居住経験を有する、定期的・高頻度に往来するなど相対的に本市との関与度が高い人材（以下「特定人材」という。）が国内外に多数存在すると考えられる。今後、本市においても人口減少局面の到来が見込まれる中であって、社会課題解決・地域経済活性化等を図りながら持続的に成長できる都市を実現するためには、この「特定人材」が有する知見・貢献意欲・ネットワーク等のポテンシャルを一層活用していく観点が重要である。

本業務では、上記背景・観点を踏まえ、「特定人材」を体系的に捕捉すること及び繋がりを可視化することの意義を明確化し、その妥当性・有用性・拡張性等の立証に係る調査・検証を実施するとともに、「特定人材」と民間事業者等との連携促進による新たなビジネス・投資機会等を創出することを目的として、具体のプロジェクト案について整理・効果検証を行う。

3 業務内容

(1) スケジュールの作成及び進捗管理

業務スケジュールを作成し、発注者と協議しながら業務の進捗管理を行い、確実に業務を遂行すること。

(2) プロジェクトの妥当性・有用性・拡張性等に関する調査

「特定人材」の体系的な捕捉・可視化及び民間事業者等との連携促進による新たなビジネス・投資機会の創出等を目的として、以下の仮説について客観的かつ定量的なデータ等に基づき、統計的手法を用いた調査及び検証を行う。仮説の立証に必要と思われる調査・検証事項について整理するとともに、妥当性のある手法と合わせて提案してその妥当性を説明すること。また、下表に記載の事項以外

で立証することが有効であると思われる仮説があれば、その調査及び検証の手法と合わせて提案すること。なお、最終的に本業務で調査・検証する仮説及びそれぞれに対応する調査・検証事項については発注者と協議のうえ決定する。

	仮説	調査・検証事項（例）
①	「特定人材」が国内外に多数存在する	・「特定人材」の推計人口（国内外） ・「特定人材」のうち、本市に居住経験のある人材に係る人口移動の動態（住民票の異動を伴わないものも含む） ・居住経験パターンの類型化 ・仙台に拠点を有する企業等の転勤パターンの類型化
②	「特定人材」は、広義の関係人口・交流人口等と比して、各種政策のターゲットとして投資対効果が高い	・「特定人材」のニーズ把握、広義の関係人口・交流人口との比較分析 ・投資対効果が高い政策の特定・類型化（リストアップ）
③	「特定人材」とのネットワークは、民間事業者等におけるマーケティング上の活用ニーズが存在する	・民間事業者等のニーズ把握、費用負担する場合の条件整理（コストメリットの比較分析） ・適切なマッチング手法の検討
④	その他	—

（３）「特定人材」と民間事業者等との連携促進に関する調査

ア 「特定人材」が有する知見・貢献意欲・ネットワーク等を最大限活用する観点から、民間事業者等との新たなビジネス・投資機会の創出や、地域団体（例：地域商店街、産学官のコンソーシアム等）との連携を創出する具体のプロジェクト案を複数提示し、その有用性・拡張性・持続性等を客観的かつ定量的に評価する等（例：本市が実施する他事業との連携等により実証的にモデル事業を実施・効果測定する等）により事業効果の推定を行うこと。プロジェクト案の検討に際しては、「特定人材」のうち想定されるペルソナ像を複数設定し、それぞれのターゲットが求めるニーズ（関与度合いの濃淡等）を踏まえた内容にするとともに、金銭的/非金銭的動機づけの両面から適切なインセンティブが働くことで持続性が担保できるプロジェクトの設計となることを期待する。

イ プロジェクト案の推進における参考事例として、他地域の先進事例調査（３件程度）を行うこと。

ウ 「特定人材」を適切に捕捉する手法及び当該プロジェクトを円滑に推進するための手法（IT ツール等のシステムを含む）について提案・調査すること。提案するシステムについては、構築内容、管理・運営を含めたシステム自体の持続性、及び提案したシステムの選定理由に関して比較分析のうえ説明すること。

エ 次年度以降の当該プロジェクト案の効果的かつ持続的な運用を想定して、解決すべき課題と思われる事項（例：「特定人材」の捕捉数を増加させるための方策、適切な個人情報の取扱いのあり方等）を整理し、解決案の検討方向性ととともに示すこと。

（４）実績報告書の作成

事業完了時に本事業の実績報告書を作成すること。また、実績報告書には本事業の次年度以降の展開を見据えたイメージ図を含むこと。

4 成果及び納品

本業務の納品物は原則、以下の通りとする。

No.	成果物	形式・部数	提出サイクル	納期
1	会議資料	電子データ 1 部	打合せの都度	開催前日まで
2	議事録	電子データ 1 部	打合せの都度	開催後 7 日以内
3	実績報告書	電子データ 1 部	1 回	令和 8 年 3 月末

- ・ 成果物については、日本語で作成し、専門用語には説明を付すこと。
- ・ データ形式は本市で指定する。
- ・ 詳細については、本市と調整のうえ決定することとする。

5 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 提出書類及び提出時期

- ・ 着手届 契約締結後 14 日以内 1 部
- ・ 業務担当者変更届 事由発生後 5 日以内 1 部
- ・ 業務完了届 業務完了時 1 部
- ・ 上記に示す書類の他、本市が必要とする書類についてはその都度提出すること。提出は本市が認めた場合を除き紙文書、電子データの双方とする。

7 納入場所

仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課